

## 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針

平成18年7月25日経済産業省告示第235号（制定）

平成31年3月29日経済産業省告示第71号（一部改正）

令和4年3月31日経済産業省告示第70号（一部改正）

- 1 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者（以下「エネルギー供給事業者」という。）は、可能な範囲内で、次に掲げる一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するように努めなければならない。
  - (1) 一般消費者の毎月のエネルギーの使用量の前年同月値に関する情報の提供
  - (2) 一般消費者の過去一年間の月別のエネルギーの使用量及び使用料金に関する情報の提供
  - (3) エネルギーを消費する機械器具の使用法の工夫によるエネルギーの使用量の削減量及び使用料金の削減額の目安等の提供
  - (4) エネルギーの使用の合理化に資する機械器具につき、エネルギーの消費量との対比における当該機械器具の性能、当該機械器具の普及促進のための助成制度等に関する情報の提供
  - (5) 前各号及び2に掲げるもののほか、契約又は住居形態別のエネルギー使用量の目安等、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供
- 2 エネルギー供給事業者は、可能な範囲内で、他の家庭とのエネルギー使用量の比較等に関する情報を提供するように努めるものとする。
- 3 エネルギー供給事業者は、可能な範囲内で、1及び2に掲げる情報を集約した上で一般消費者へ提供するように努めるものとする。
- 4 エネルギー供給事業者のうち、次のいずれかに該当するものは、一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供の実施状況について、毎年、公表するように努めなければならない。
  - (1) 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者であって、同法第二条の十三第一項に規定する小売供給契約に係る件数が三十万件を超えるもの。
  - (2) ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者であって、同法第十四条第一項に規定する小売供給契約に係る件数が三十万件を超えるもの。
  - (3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）第六条に規定する液化石油ガス販売事業者であって、液化石油ガスの販売契約に係る件数が三十万件を超えるもの。

制定文（抄）（平成18年7月25日経済産業省告示第235号）

平成十八年七月二十五日から適用する。

附 則（平成31年3月29日経済産業省告示第71号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和4年3月31日経済産業省告示第70号）

この告示は、令和四年四月一日から施行する。